

新型コロナウイルス感染症に伴う保育料の減免について（ご案内）

平素より本市の保育行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、市からの要請により認可保育所等を欠席した際の保育料の減免対象の条件について、下記のとおりお知らせいたします。対象となる方につきましては、期日までに申告書の提出をお願いいたします。

記

1. 対象期間 令和3年8月13日(金)から当面の間
2. 条 件 市内在住の0～2歳児クラスの園児のうち、次のいずれかに該当される方
 - 児童が陽性者または濃厚接触者となった
 - 児童または家族がPCR検査を受けた
 - 児童の家族が学校や職場などからの自宅待機の要請を受け、それに伴い、児童も登園自粛の要請を受けた
3. 減免内容 上記条件により登園しなかった日数に応じて保育料を日割り計算します。減額分は後日、市または園から還付手続きを行いますので、欠席の有無にかかわらず保育料は通常どおり納付してください。
4. 手 続 き ①在籍園に申出し、「新型コロナウイルス感染症に係る申告書」を受け取る
②申告書に必要事項を記入し、在籍園に提出する
5. 提出期限 毎月10日（前月までの登園自粛要請に係る申告書）
6. そ の 他 園の臨時休園等による欠席については、本申告書の提出は不要です。きょうだいで園が異なる場合は、それぞれの園にご提出ください。（コピ-可）

【問い合わせ先】

浦安市 健康こども部 保育幼稚園課

条件や申告書の書き方 TEL：047-712-6441（運営・指導係）

その他のお問い合わせ TEL：047-712-6439（認定・入園係）